中央安全推進大会
令和４年６月１７日（金曜日）
銀座ブロッサム（中央区銀座２-１５-６）

令和４年度
全国安全週間実施要綱等について

全国安全週間スローガン
「安全は　急がず焦らず怠らず」

中央労働基準監督署
安全衛生課　佐々木　昭

主唱者（厚労省・中災防）、協賛者の実施事項

1. 安全広報資料等を作成し、配布する。
2. 様々な広報媒体を通じて広報する。
3. 安全パトロール等を実施する。
4. 安全講習会や、事業者間で意見を交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
5. 安全衛生に係る表彰を行う。
6. 「国民安全の日」（７月１日）の行事に協力する。
7. 事業場の実施事項について指導援助する。
8. その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

実施者（事業場）が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

1. 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
2. 安全パトロールによる職場の総点検の実施
3. 安全旗の掲揚、標語の掲示、講習会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
4. 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
5. 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
6. 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

実施者（事業場）の実施事項 -継続的に実施する事項（１）

（１）安全衛生活動の推進
①安全衛生管理体制の確立
②安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施
③自主的な安全衛生活動の促進
④リスクアセスメントの実施
⑤その他の取組

実施者（事業場）の実施事項 -継続的に実施する事項（２）

（２）業種の特性に応じた労働災害防止対策
①小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
②陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
③建設業における労働災害防止対策
④製造業における労働災害防止対策
⑤林業の労働災害防止対策

実施者（事業場）の実施事項 -継続的に実施する事項（３）

（３）業種横断的な労働災害防止対策
①高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
②転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
③交通災害防止対策
④熱中症予防対策

安全の指標

・事業場の安全衛生部門等の管理・監督者、安全管理者、人事労務担当者等がおさえていただきたい必要な情報です。

第２編
トピックス

1　「＋Safeコンソーシアム」で行動災害を防止する取組みが始動
2　職場における化学物質管理の動向について令和６年４月までに自律的な管理へ
3　アーク溶接作業に令和４年４月から特定化学物質作業主任者選任義務化
4　職長等の安全衛生教育の対象業種が拡大（食料品製造業、新聞業、製本業及び印刷物加工業）/令和５年４月１日より
5　個人事業主も安全対策の保護対象に　－建設アスベスト訴訟に関する最高裁判決等を踏まえ安衛法関係１１省令改正－（令和５年４月１日施行予定）
6　第８１回全国産業安全衛生大会・緑十字展２０２２

１「＋Safeコンソーシアム」で行動災害を予防する取組みが始動

- 厚生労働省は、行動災害予防対策に関する行動変容を促す取組を推進するため、令和４年度より、企業、関係行政機関、業界団体等を加盟団体とする“＋Safeコンソーシアム”を設置し、加盟団体の取組に対する表彰として“＋Safeアワード”を行うとともに、広報活動を実施する予定としています。
- 労働局は、構成員を募って“＋Safe協議会”を設置し、管内全体の安全衛生に対する機運醸成を図ることとしています。
- 労働基準監督署は、上記構成員以外の企業を対象に、＋Safe育成支援を実施します。

＋Safe育成支援のアプローチ

- 経営課題の解決と労働災害の防止のための安全衛生活動の活性化を提案するものです。

【育成支援対象の経営課題】⇒人手不足
【考えられる安全衛生上の課題の例】⇒個々の従業員の生産性の向上（アブセンティーイズム・プレゼンティーイズムの解消）
【具体的な対応策の例】⇒健康相談などによるメンタルヘルス対策、新人教育における安全衛生教育の徹底

- 各種助成金の活用

【エイジフレンドリー補助金】
【産業保健関係助成金】

３アーク溶接作業に令和４年４月から特定化学物質作業主任者選任義務化

- 令和３年４月１日に「溶接ヒューム」が特定化学物質（管理第２類物質）に追加され、特定化学物質障害予防規則による必要な措置が必要となっています（一部経過措置があり）。

以下、令和４年４月１日から施行

- 特定化学物質作業主任者の選任
- 溶接ヒューム濃度測定の結果に応じた換気装置の風量の増加とその効果を確認するための溶接ヒューム濃度測定
- 溶接ヒューム濃度測定の結果に応じた呼吸用保護具の使用

以下、令和５年４月１日から施行

- 呼吸用保護具を使用させるときには、１年以内ごとに１回、フィットテストの実施

屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和３年４月１日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和４年４月１日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で行う事業者向けのものです。
- 金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う方は、リーフレット「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ」をご覧ください。

※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。
・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所
※「継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

1．新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第２類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業
・金属をアーク溶接する作業、
・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）

溶接ヒューム	
まな有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性 その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について神経機能障害 三酸化二マンガン（Mn_2O_3）について神経機能障害、呼吸器系障害	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度）

1

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

2．特定化学物質としての規制

（1）屋内作業場における全体換気装置による換気等（特化則第38条の21第１項）

- 屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。
  ※「同等以上の措置」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「全体換気装置」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者（→３ページ）が、１月を超えない期間ごとに、その損傷、異常の有無などについて点検する必要があります。

【全体換気装置の例】

【局所排気装置の例】

（2）有効な呼吸用保護具の使用（特化則第38条の21第５項）

金属アーク溶接等作業（→１ページ）に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることが必要です。

※ 特化則に基づく呼吸用保護具の使用の義務化前から粉じん則の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。

（参考）呼吸用保護具の種類

防じんマスク

【取り替え式・全面形面体】【取り替え式・半面形面体】【使い捨て式】

電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】【半面形面体】

2

（3）掃除等の実施（特化則第38条の21第９項）

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によって、毎日１回以上掃除しなければなりません。

※「水洗等」には超高性能（HEPA）フィルター付き真空掃除機が含まれますが、粉じんの再飛散に注意する必要があります。

（4）特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条、第28条）

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。
（令和４年３月31日まで経過措置あり→４ページ）

① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること

② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を１か月を超えない期間ごとに点検すること

③ 保護具の使用状況を監視すること

（5）特定化学物質健康診断の実施等（特化則第39条～第42条）

溶接ヒュームを取り扱う作業に常時従事する労働者などに対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後６月以内ごとに１回、定期に、規定の事項について健康診断を実施する（１次健診）。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する（２次健診）。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果（個人票）は、５年間の保存が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第３号）を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

■溶接ヒュームの健診項目

１次健診	①業務の経歴の調査　②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査　⑤握力の測定
２次健診	①作業条件の調査　②呼吸器に係る他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施（じん肺法第７～９条の２）が必要ですのでご注意ください。

3

（6）その他必要な措置

金属アーク溶接等作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

① **安全衛生教育**（安衛則第35条）
労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。

② **ぼろ等の処理**（特化則第12条の２）
対象物に汚染されたぼろ（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。

③ **不浸透性の床の設置**（特化則第21条）
作業場所の床は、不浸透性のもの（コンクリート、鉄板等）とする。

④ **立入禁止措置**（特化則第24条）
関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。

⑤ **運搬貯蔵時の容器等の使用等**（特化則第25条）
対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。

⑥ **休憩室の設置**（特化則第37条）
対象物を常時製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場以外の場所に休憩室を設ける。

⑦ **洗浄設備の設置**（特化則第38条）
以下の設備を設ける。
・洗眼、洗身またはうがいの設備
・更衣設備
・洗濯のための設備

⑧ **喫煙または飲食の禁止**（特化則第38条の２）
対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。

⑨ **有効な呼吸用保護具の備え付け等**（特化則第43条、第45条）
必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

3．施行日・経過措置

規制の内容	2020(令和02)年				2021(令和03)年				2022(令和04)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
特定化学物質作業主任者の選任										選任義務(4/1～)		
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置						実施義務(4/1～)						

改正内容に関する通達・資料はこちら
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00001.html

4

4職長等の安全衛生教育の対象業種が拡大

- 令和５年４月１日より、職長等教育が必要となる業種に、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業が新たに加わります。
- 職長とは総称に過ぎず、事業場によっては、監督、班長、リーダー、作業長等、さまざまな名称で呼ばれており、仕事を行う上で、現場を指揮、命令する人が職長です。
- 職長等教育は、新任の職長に、職長としての職務を果たすために必要な能力を付与するための教育です。
- 教育カリキュラムは法令で定められています。

5個人事業主も安全対策の保護対象に

- 建設アスベスト被害を巡る訴訟で企業に雇われていない個人事業主も安全対策の保護対象にすべきと最高裁が判断したことを踏まえ、安全衛生法関係１１省令（安衛則、有機則、鉛則、四アルキル則、特化則、高圧則、電離則、酸欠則、粉じん則、石綿則、除染則）を改正します（令和５年４月１日施行予定）。

ＰＯＩＮＴ１　安全確保のための設備設置関係
ＰＯＩＮＴ２　作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保
ＰＯＩＮＴ３　場所の使用、管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止）
ＰＯＩＮＴ４　有害物の有害性等を周知するための掲示
ＰＯＩＮＴ５　労働者以外の者による順守義務

事業者・一人親方の皆さまへ

2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

1 作業を請け負わせる一人親方等
2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者に義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは
労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。
・労働安全衛生規則 ・粉じん障害防止規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則
・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症防止規則 ・鉛中毒予防規則 ・有機溶剤中毒予防規則
・石綿障害予防規則（これらを「化学物質等」により健康障害を生ずるおそれのある場合を防止するための業務に係る局所排気装置等の設置）

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、派遣労働者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者がよりやすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 2022年4月作成

注意事項

重層請負の場合は誰か措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。
三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。

作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

記録義務の意味

記録義務は、記録すれば義務が果たせればよいということではありません。
何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう従前を図る等の義務が事業者に課されます。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。
また、一人親方が事務従事者を使用するときは、事務従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。
労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

第３編
労働災害防止対策の基本

第１章　安全衛生管理体制の確立
第２章　労働安全衛生マネジメントシステムの導入と定着
第３章　リスクアセスメントの実施
第４章　機械設備の安全化
第５章　適正な作業方法の確立
第６章　安全教育の実施
第７章　日常的な安全衛生活動

第４編
各分野ごとの労働災害防止対策

第１章　墜落・転落災害の防止対策
第２章　転倒災害防止対策
第３章　熱中症の予防対策
第４章　交通労働災害防止対策
第５章　第三次産業における労働災害防止対策
第６章　中小規模事業場における労働災害防止対策
第７章　高年齢労働者の安全対策
第８章　非正規労働者等の安全管理
第９章　外国人労働者の災害防止対策
第１０章　自然災害からの復旧・復興工事の安全対策等

第６編
安全に関する主要指針・通達等

1　第１３次労働災害防止計画の概要
2　令和３年度中に発せられた安全衛生に関する主な通達
3　製造業（造船業を除く。）における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針（抄）
4　建設業における総合的労働災害防止対策（抄）
5　派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について（抄）
6　労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針
7　製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育について
8　その他の主要指針・通達

第７編
資料

1. 災害統計
2. 産業災害以外の災害
3. 事業場規模別・業種別安全衛生管理組織
4. 労働安全衛生法にみる資格一覧（主に安全関係）
5. 作業指揮者に定めて行うべき作業一覧（主に安全関係）
6. 作業手順例・作業計画例
7. 計画の届出一覧（主に安全関係）
8. 機械等の規制一覧（主に安全関係）
9. 主な危険物の性状一覧
10. 法令で定められた保護具が必要な作業一覧（安全関係）
11. 労働安全衛生法令に見る用語定義集
12. 労働安全衛生規則に見る数値一覧（安全関係（抄））
13. 指定試験機関等の紹介
14. 主な安全関係機関一覧

労働安全衛生マネジメントシステム

- 自主的な安全衛生活動を進めていくための極めて効果的な仕組みです。
- また、事業場が体系的かつ継続的に実施する一連の自主的安全衛生活動に関する仕組みで、事業実施の際に生産管理等と一体となって運用されるものです。
- 日本版マネジメント規格（JISQ４５１００）は、厚生労働省指針（ＯＳＨＭＳ指針）の要求事項のうち、ISO４５００１には明示されていないものを中心に規定しています。両者を一体的に運用することで、ＯＳＨＭＳ指針のも対応し、なおかつ、国際通用性の担保と、より高い労働災害防止効果を得ることにつながります。
- （留意）目的は、認証を取得することではなく、事業場における安全衛生管理体制の構築です。

事業場の労働者数における出向労働者の取り扱い

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(第3章第4節関係)の施行について（昭六一・六・六　基発第三三三号）（抜粋）

- 在籍型出向の出向労働者については、出向元及び出向先の双方とそれぞれ労働契約関係があるので、出向元及び出向先に対しては、それぞれ労働契約関係が存する限度で労働基準法等の適用がある。すなわち、出向元、出向先及び出向労働者三者間の取決めによって定められた権限と責任に応じて出向元の使用者または出向先の使用者が出向労働者について労働基準法等における使用者としての責任を負うものである。
- 三者間の取決めには、企業間の出向契約、出向元の就業規則・出向規程等があります。

事業場の労働者数における出向労働者の取り扱い

- 健康診断の実施およびその事後措置等、労働衛生管理全般の管理を出向先が行うこととされている場合には、出向元の労働者数に計上する必要はありません（出向元では休職中）。
- 実務上は、三者間の取決めによって、出向先が責任を負うこととするのが望ましい。